独立行政法人日本芸術文化振興会
新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

令和 2 年 5 月 26 日
独立行政法人日本芸術文化振興会

本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和 2 年 3 月 28 日（令和 2 年 5 月 25 日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下「対処方針」という。）を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（令和 2 年 5 月 4 日。以下「提言」という。）において示された、業種別ガイドライン作成の求めに応じて作成された「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」（令和 2 年 5 月 14 日(令和 2 年 5 月 25 日改訂）公益社団法人全国公立文化施設協会）その他の業種別ガイドライン※を参考にして、独立行政法人日本芸術文化振興会（以下「振興会」という。）が、その運営する国立劇場、国立演芸場、国立能楽堂、国立文楽劇場、伝統芸能情報館、事務棟およびそれぞれの敷地内に付属する施設等（以下「施設」という。）における新型コロナウイルス感染拡大予防対策として作成する施設・業務別の実施要領において網羅すべき事項を整理したものである。

振興会が活動を再開するかどうかの判断にあたっては、引続き、施設が所在する各自治体の長（国立劇場、国立演芸場、伝統芸能情報館及び国立能楽堂等においては東京都知事、国立文楽劇場等においては大阪府知事を指す。）からの要請等を踏まえるとともに、伝統芸能の実演家の意向の把握及び関係団体との連携にも努め、適切に対応する。

なお、本ガイドラインの内容は、今後の対処方針の変更のほか、新型コロナウイルスの感染の地域における動向や専門家の知見、施設の利用者等の意見等を踏まえ、必要に応じて適宜改訂を行うものとする。

※その他の業種別ガイドライン
○「博物館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」
（令和 2 年 5 月 14 日　公益財団法人日本博物館協会）
○「図書館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」
（令和 2 年 5 月 14 日　公益社団法人日本図書館協会）
○「オフィスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」
（令和 2 年 5 月 14 日　一般社団法人日本経済団体連合会）

１ 感染防止のための基本的な考え方

振興会は、伝統芸能の公開（以下「公演」という。）、伝統芸能の後継者の養成（以下「養成」という。）及び伝統芸能に関する調査研究の実施並びに資料の収集及び活用（以下「展示等」という。）を主たる目的とした施設の特性、公演、養成及び展示等事業（以下「事業」という。）の規模及び態様を十分に踏まえ、施設内及びその周囲において、施設の利用等のために来場する者（以下「来場者」という。）、出演者、講師、研修生、スタッフなどの事業の実施に携わる者（以下「公演等関係者」という。）、及び当該施設の管理・運営に従事する者（委託業者を含む。以下「従事者」という。）への新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、最大限の対策を講ずるものとする。その際、来場者及び公演等関係者に高齢者が比較的多数を占めると予想される事業においては、感染した場合の重症化リスクが高いことから、より慎重な対応を検討する。

特に、①密閉空間（換気の悪い空間である）、②密集場所（多くの人が集合している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という３つの条件（いわゆる「三つの密」）のある場では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられ、こうした環境の発生を極力防止し、感染回避に徹底して取り組むこととする。

さらに、劇場、博物館、図書館等においては、これまでクラスターは基本的には発生しておらず、各種法令等により高機能の空調設備の整備が義務付けられており、強制的な機械換気が可能なこと、また、劇場における公演中は、来場者は一方向を向き対面による会話等が原則想定されないこと等も踏まえて、以下の具体的な対策を講ずる。

２ 振興会が講ずる具体的な対策

（１）リスク評価

振興会は、新型コロナウイルスの主な感染経路である接触感染（①）及び飛沫感染（②）のそれぞれについて、来場者、公演等関係者及び従事者（以下「来場者等」という。）の動線や接触等を考慮したリスク評価を行う。

大規模な人数の移動や県境または国境をまたいだ移動が惹起される事業については、事業の主催者としてのリスク評価（③）、集客施設としてのリスク評価（④）及び地域における感染状況のリスク評価（⑤）を行う。

また、それらの事業については、東京都または大阪府において示される対応とリスク評価（③④⑤）に基づいて実施の可否について判断する。

事業を中止すべきとの判断に至った場合は、できるだけ速やかに来場者等に対してその旨を周知する。

また、振興会は、外部の者が振興会の施設を利用して主催する事業（以下「貸劇場公演」という。）についてもリスク評価を行うものとし、利用を回避すべきとの判断に至った場合は、できるだけ速やかに貸劇場公演の主催者（以下「公演主催者」という。）に対して、事業の自粛を要請する。

（以下の評価については、今後、それぞれの実施要領において再評価する）

① 接触感染のリスク評価

【チケット売場】

・サービスカウンター
・自動発券機
・その他

【ロビー】

・ドアハンドル・ドアノブ
・ソファー・テーブル
・階段、エスカレーター等の手すり
・エレベーターボタン
・オーディオガイド・字幕表示装置
・貸出用車椅子
・コインロッカー
・その他

【客席】

・ドアハンドル・ドアノブ
・手すり
・椅子の背もたれ、肘掛け
・字幕装置（設置されている場合）
・その他

【トイレ】

・ドアハンドル・ドアノブ
・手すり
・便座・蓋
・洗浄レバー・スイッチ
・ペーパーホルダー
・洗面台
・その他

【食堂、喫茶室及び売店】
・椅子、テーブル
・調味料入れ
・その他
【舞台・楽屋】
・ドアハンドル・ドアノブ・引き手
・化粧前・座布団
・電気のスイッチ
・電話
・その他
【稽古場・研修室】
・ドアハンドル・ドアノブ・引き手
・机、座布団
・その他
【展示室】
・ドアハンドル・ドアノブ
・サービスカウンター
・タッチパネル
・閲覧用パソコン
・その他
【図書閲覧室・視聴室】
・エレベーターボタン
・ドアハンドル・ドアノブ
・サービスカウンター
・テーブル、椅子の背もたれ
・書架
・利用した（図書、視聴覚）資料
・閲覧用パソコン
・視聴用機器
・ヘッドホン
・閲覧者用ロッカー
・その他
【講義室】
・エレベーターボタン

・ドアハンドル・ドアノブ
・椅子の背もたれ、肘掛け
・机
・その他
【執務室・会議室等】
・エレベーターボタン
・ドアハンドル・ドアノブ
・キャビネット
・椅子の背もたれ、肘掛け
・机・テーブル
・電話
・コピー機・プリンター
・パソコン
・マイク
・蛇口
・その他

② 飛沫感染のリスク評価

施設における換気の状況を考慮しつつ、事業の態様を踏まえ、人と人との距離や位置、方向、施設内で大声での発声または対話等が頻発する場所等の状況を評価する。

【チケット売場】
・マスク着用
・大声の抑制
・社会的距離の確保
・その他
【ロビー】
・マスク着用
・大声の抑制
・社会的距離の確保
・その他
【客席】
・マスク着用
・掛け声など大声の禁止・会話の抑制
・入退場時の社会的距離の確保

・感染予防に対応した座席配置
・その他
【トイレ】
・整列時の社会的距離の確保
・その他
【食堂、喫茶室及び売店】
・従事者のマスク着用
・大声の抑制
・整列時の社会的距離の確保
・感染予防に対応した座席配置
・その他
【舞台・楽屋】
・演技・表現に支障のない範囲でのマスク着用
・演技・表現に支障のない範囲での大声の禁止
・演技・表現に支障のない範囲での社会的距離の確保
・その他
【稽古場・研修室】
・稽古・研修等に支障のない範囲でのマスク着用
・稽古・研修等に支障のない範囲での大声の禁止
・稽古・研修等に支障のない範囲での社会的距離の確保
・その他
【展示室】
・マスク着用
・会話の制限
・社会的距離の確保
・その他
【図書閲覧室・視聴室】
・マスク着用
・会話の制限
・感染予防に対応した座席配置
・その他
【講義室】
・マスク着用
・会話の制限

・入退場時の社会的距離の確保
・感染予防に対応した座席配置
・その他
【執務室・会議室等】
・マスク着用
・大声の禁止
・社会的距離の確保
・その他

③ 事業の主催者としてのリスク評価
・公演等関係者の人数と規模、その県域または国境を越えた移動及び長距離の移動などの見込み
・舞台、楽屋、稽古場等での社会的距離の確保の見込み
・その他

④ 集客施設としてのリスク評価
・従来の来場実績等に基づく大規模な人数の移動、県域を越えた移動、長距離の移動などの見込み
・施設内での社会的距離の確保の見込み
・その他

⑤ 地域における感染状況のリスク評価
・首都圏、近畿圏、施設周辺の生活圏における感染者の確認状況

（２）施設内の各所における対応策（詳細については実施要領において施設ごとに定める）
振興会は、リスク評価（①②）を踏まえ、施設の管理について以下の措置を講ずるとともに、従事者への指示、公演主催者への要請及び来場者・公演等関係者への周知を図る。

① 施設内全般
（ア） 施設の始業時・終業時、事業の休憩前後に、リスク評価①に基づく消毒の実施。消毒液は、当該場所に最適なものを用いる。（以下、消毒に関する記載において同じ。）
（イ） 施設の入り口等に、手指消毒液を設置。液量の定期的な点検。
（ウ） 施設内の清掃やごみの廃棄を行う者は、マスク及び手袋の着用を徹底し、作業を終えた後は、必ず石鹸と流水で手を洗ったうえで、手指消毒を徹底する。ユニフォーム

や衣服はこまめに洗濯する。

（エ） 常時換気。事業の前・中・後及び休憩中に適切な換気を実施。

（オ） その他

② 施設出入口

（ア） 手洗いや手指消毒の励行を促す。

（イ） 施設の入り口に、手指消毒液を設置。液量の定期的な点検。必要であれば、入口数を制限することも検討。

（ウ） 行列は、最低１m（できるだけ２m を目安に）の間隔を空けた整列を促す等、社会的距離の確保に努める。

（エ） 劇場のチケットもぎりの際は、従事者はマスク及び手袋等を着用。また、来場者が自分で半券を切って箱に入れ、従事者がそれを目視で確認するといった方式等もぎりの簡略化の導入も検討する。

（オ） サーモグラフィーを設置（伝統芸能情報館及び事務棟を除く）し、来場者に発熱が認められた場合は検温・体調の確認を行い、37.5℃以上の発熱がある場合等は入場しないよう要請。

（カ） その他

③ チケット売場

（ア） マスク着用の案内

（イ） 大声抑制の案内

（ウ） 窓口またはカウンターに、購入者との間を遮蔽するため、アクリル板若しくは透明ビニールカーテンを設置。

（エ） 行列は、最低１m（できるだけ２m を目安に）の間隔を空けた整列を促す等、社会的距離の確保に努める。

（オ） 現金の取扱いをできるだけ減らすため、インターネットでのチケット購入やキャッシュレス決済を推奨する。

（カ） その他

④ ロビー

（ア） 対面での飲食や会話を回避するよう表示や館内放送等により促す。

（イ） 人と人との距離を最低１m（できるだけ２mを目安に）確保するよう促す等、社会的距離の確保に努める。

（ウ） ソファー・テーブルの撤去、または配置の工夫を検討する。

（エ） 途中、気分が悪くなった場合に申告するよう表示や館内放送等により促す。
（オ） その他

⑤ 客席
（ア） マスク着用の案内。
（イ） 会話抑制の案内。
（ウ） 座席は原則として指定席。
（エ） 座席の最前列席は舞台前から十分な距離を取る。
（オ） 感染予防に対応した座席配置（前後左右を空けた座席配置、又は距離を置くことと同等の効果を有する措置 等）に努める。
（カ） 来場者と接触するような演出（声援を惹起する、来場者をステージに上げる等）は行わない。
（キ） 事前に密集状況が発生しないように余裕を持った休憩時間の設定、およびトイレなどの混雑の緩和に努める。
（ク） その他

⑥ トイレ
（ア） 手指消毒液を設置。
（イ） 個室ではない男性用小便器の利用にあたっては、一つおきに使用するよう利用者に周知。
（ウ） 便座の蓋を閉めて汚物を流すよう表示。
（エ） ペーパータオルを設置。
（オ） 行列は、最低１m（できるだけ２m を目安に）の間隔を空けた整列を促す等、社会的距離の確保に努める。また、隣接する施設のトイレも利用できるように配慮する。
（カ） その他

⑦ 食堂、喫茶室及び売店（食堂、喫茶室及び売店の事業者に対して、次の通り感染予防措置を要請する。）
（ア） 従事者は、マスク着用、手洗いや手指消毒を徹底。
（イ） 大声抑制の案内
（ウ） 現金の取扱いをできるだけ減らすため、オンラインでの販売や、キャッシュレス決済を推奨する。
（エ） 食堂では、家族等の一集団と他の集団との距離が概ね２m以上となるよう座席を配置する。

（オ） 食堂及び喫茶室では混雑時の入場制限を実施する。
（カ） 食堂及び喫茶室の入り口に、手指消毒液を設置。液量の定期的な点検。必要であれば、入口数を制限することも検討。
（キ） 従事者のユニフォームや衣服はこまめに洗濯する。
（ク） 対面で販売を行う場合、アクリル板や透明ビニールカーテンにより購買者との間を遮蔽する。
（ケ） 多くの者が触れるようなサンプル品・見本品は極力取り扱わない。
（コ） 行列は、最低１m（できるだけ２m を目安に）の間隔を空けた整列を促す等、社会的距離の確保に努める。
（サ） その他

⑧ 舞台・楽屋
（ア） 社会的距離の確保に努め、必要な場合には利用人数を制限、または利用時間帯をずらすなどの措置を行う。
（イ） 公演等関係者以外の入場は控えるよう周知する。
（ウ） その他

⑨ 稽古場
（ア） 社会的距離の確保に努める。必要な場合には入場制限等を実施する。
（イ） その他

⑩ 研修室
（ア） 社会的距離の確保に努める。
（イ） 研修生が密にならないよう、カリキュラム・時間の調整を行う。
（ウ） 研修に支障のない範囲でマスク着用、またはアクリル板等で遮蔽する。
（エ） 研修前後の手洗いや手指消毒を徹底する。
（オ） その他

⑪ 展示室
（ア） 来場者の社会的距離の確保に努める。
（イ） 直接手で触れることができる展示物（ハンズオン）は展示しないことを原則とし、止むを得ない場合は従事者が管理して消毒を徹底する。
（ウ） 展示室の人数制限や自動音声による注意喚起など、特定の展示作品の前に大勢の人数が滞留しないための措置を講ずる。

（エ） 会話制限を行う。
（オ） その他

⑫ 図書閲覧室・視聴室

ａ サービスカウンター

（ア） 来場者と対面で貸出手続等の作業を行う場合、アクリル板や透明ビニールカーテンにより、来場者との間を遮蔽する。
（イ） カウンター利用の順番待ちでは、最低 1m（できるだけ 2m を目安に）の間隔を空けて整列するよう促す等、社会的距離の確保に努める。
（ウ） その他

ｂ 閲覧スペース、学習スペース

（ア） 会話制限を行う。
（イ） 座席等の間隔を置いたスペースとなるよう工夫する。
（ウ） 従事者が使用する際は、入退室の前後に、手洗いや手指消毒を行う。
（エ） その他

ｃ 書架でのブラウジング利用

（ア） 来場者の社会的距離の確保に努める。従事者の巡回による声かけや掲示等により注意喚起に努める。
（イ） 長時間にわたる滞在をしないよう、来場者に要請する。
（ウ） 来場者に対して、書架でのブラウジング利用前と利用後に、手洗いや手指消毒の励行を促す。
（エ） その他

ｄ 蔵書検索用機器、閲覧用パソコン、視聴用機器等の設置スペース

（ア） キーボードカバーをかけ、利用者が変わるごとに消毒等を行う。
（イ） 来場者の社会的距離の確保。必要に応じ人数を制限する。
（ウ） 来場者に対して、機器等の利用前と利用後に、手洗いや手指消毒の励行を促す。
（エ） その他

⑬ 講義室

（ア） マスク着用の案内。
（イ） 来場者同士の会話制限及び接触抑制の案内。

（ウ） 座席は原則として指定席。
（エ） 座席の最前列席は講師から十分な距離を取る。
（オ） 感染予防に対応した座席対策（前後左右を空けた席配置、又は距離を置くことと同等の効果を有する措置 等）に努める。
（カ） 来場者をステージに上げる等、人と人とが接触するような講義等は行わない。
（キ） 事前に密集状況が発生しないように余裕を持った休憩時間の設定、およびトイレなどの混雑の緩和に努める。
（ク） 従事者は、機器等の利用前と利用後に、手洗いや手指消毒を行う。
（ケ） その他

⑭執務室・会議室等
（ア） マスク着用、手洗いや手指消毒を徹底する。
（イ） 感染予防に対応した座席対策に努める
（ウ） 共有機器等の利用前と利用後に、手洗いや手指消毒を行う。
（エ） 来訪者に対して、社会的距離の確保、手洗いや手指消毒の励行を促す。

（3）来場者に関する感染防止対策
（ア） 感染予防のため、以下について来場者に対して周知・広報する。
・ 咳エチケット、マスク着用、手洗いや手指消毒の徹底
・ 社会的距離の確保の徹底
・ 下記の症状に該当する場合、来場を控えること。
発熱、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、眼の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐
・ 寒さ対策のブランケット等は持参すること
（イ） 以下の場合には、入場しないよう要請する。
・ 発熱があり検温の結果、37.5℃以上の発熱があった場合
・ 咳・咽頭痛などの症状がある場合
・ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合
・ 過去 2 週間以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域への訪問歴及び当該在住者との濃厚接触がある場合
（ウ） 事業の企画においては事前に余裕を持った開場時間を設定し、また来場者が滞留しないよう開場時間の前倒し等の工夫を行い、周知する。
（エ） オーディオガイド等の貸出物について十分な消毒を行うとともに、十分な消毒が行えない場合は貸し出しを行わない。

（オ） パンフレット・チラシ・アンケート等は極力手渡しによる配布は避ける。

（カ） 事業ごとに、可能な範囲で来場者の氏名及び緊急連絡先の把握に努める。また、来場者に対して、こうした情報が来場者から感染者が発生した場合など必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知する。

（キ） 接触確認アプリ等を活用する場合、その旨を事前に周知する。

（４）公演等関係者に関する感染防止策

（ア） 事業の実施に必要な最小限度の人数とする。

（イ） 各自検温を行うこととし、37.5℃以上の発熱がある場合には自宅待機とする。さらに、発熱の他に、下記の症状に該当する場合も、自宅待機を促す。

咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、眼の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐

（ウ） 演技・表現に支障のない範囲でのマスク着用を求めるとともに、人と人とが十分な間隔をとる。また、事業前後の手洗いや手指消毒を徹底する。

（エ） 機材や備品、用具等の取り扱い者を選定し、不特定者の共有を制限する。

（オ） 仕込み・稽古・撤去等において、十分な時間を設定し、社会的距離の確保に努める。

（カ） その他、仕込み・稽古・撤去等においても十分な感染防止措置を講ずる。

（キ） 公演等関係者に感染が疑われる場合には、保健所等の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う。

（ク） 氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成する。また、公演等関係者に対して、こうした情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知する。

（ケ） 本ガイドライン及びこれを踏まえた対応方針を、全員に周知徹底する。

（５）従事者に関する感染防止策

（ア） 施設の管理・運営に必要な最小限度の人数とするなど、ジョブローテーションを工夫する。

（イ） マスク着用、手洗いや手指消毒を徹底する。

（ウ） ユニフォームや衣服はこまめに洗濯する。

（エ） 出勤前に自宅等での検温を励行し、37.5℃以上の発熱がある場合には自宅待機等の対応を行う。さらに、発熱の他に、下記の症状に該当する場合も、自宅待機とする。

咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、眼の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐

（オ） 従事者の緊急連絡先や勤務状況を把握する。

（カ） 従事者に感染が疑われる場合には、保健所の聞き取りに協力し、必要な情報提供を

行う。

（キ） 本ガイドライン及びこれを踏まえた対応方針を、全員に周知徹底する。

（6）公演主催者に要請する具体的な対応

振興会は、公演主催者に対して、公演の実施に当たっては本ガイドラインを踏まえ、以下のガイドラインの各項目について感染防止策を講じるよう要請する。なお、公演内容により必要に応じて追加の感染防止策を要請する。

（2）②（ア）（イ）（ウ）（オ）※

⑤（ア）（イ）（ウ）（エ）（オ）（カ）（キ）

⑧（ア）（イ）

⑨（ア）

（3）（ア）（イ）（ウ）（オ）（カ）（キ）

（4）（ア）（イ）（ウ）（エ）（オ）（カ）（キ）（ク）（ケ）

※この場合、②（オ）の「サーモグラフィー」は「サーモグラフィーまたはそれに相当する措置」と読み替えるものとする。

（7）感染が疑われる者が発生した場合の対応策

（ア） 感染が疑われる者が発生した場合、速やかに別室へ隔離を行う。

（イ） 対応する従事者は、マスク及び手袋等の着用を徹底する。

（ウ） 速やかに、医療機関及び保健所へ連絡し、指示を受ける。

（8）保健所との関係

施設における感染予防対策についての連携、及び感染の疑いのある者が発生した場合の速やかな連携が図れるよう、所轄の保健所との連絡体制を整える。

（9）名簿の作成・管理

（ア） 可能な範囲で来場者等の氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿の作成・保存に努める。

（イ） 感染が疑われる者が出た場合、保健所等の公的機関による聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う。

（ウ） 個人情報の保護の観点から、名簿等の保管には十分な対策を講ずる。

以上